

納付誓約書兼差押承諾書

装置場所			
水栓番号		メータ番号	

納付誓約にかかる水道料金及び下水道使用料

調定年度・月	納期限	水道料金(円)	下水道使用料(円)	合計金額(円)
年 月	年 月 日			
年 月	年 月 日			
年 月	年 月 日			
年 月	年 月 日			
年 月	年 月 日			
年 月	年 月 日			
年 月	年 月 日			
年 月	年 月 日			
年 月	年 月 日			
年 月	年 月 日			
合計				

納付計画

調定年度・月	納期限	水道料金(円)	下水道使用料(円)	合計金額(円)
年 月	年 月 日			
年 月	年 月 日			
年 月	年 月 日			
年 月	年 月 日			
年 月	年 月 日			
年 月	年 月 日			
年 月	年 月 日			
年 月	年 月 日			
年 月	年 月 日			
合計				

上記の水道料金及び下水道使用料が未納であることを承認し、上記納付計画により水道料金及び下水道使用料を納付するとともに、今後新たに発生する水道料金及び下水道使用料について納期限を厳守することを誓約いたします。

なお、誓約不履行の場合には、以下の3点について同意し、異議を申し立てません。

- ・水道料金の徴収において、法的措置に必要な個人情報の調査（住民基本台帳に関する調査・税務情報調査・財産調査・就労先調査・金融機関における取引状況に関する調査・児童手当等支給、振込調査
- ・その他市長が水道料金又は下水道使用料を徴収するために必要があると認める調査）を行うこと。
- ・市が取得し、保有する誓約者（債務承認者）に関する個人情報を水道料金の徴収において利用すること。
- ・下水道使用料の徴収において、市が国税徴収法第76条及び77条の規定にかかわらず、滞納処分（預金差押等）をすること。

年 月 日

大府市長 殿

誓約者（承認者）

住所（所在地）

氏名（名称）